

## 高知大学人文社会科学部部長候補者選考規則

〔平成28年3月9日〕  
規則第92号

最終改正 令和7年2月21日規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学部長選考等規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、高知大学人文社会科学部部長候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考の範囲)

第2条 候補者は、本学部に基幹教員として配置された教授（教授予定者を含む。）のうちから、教授会が選考する。

(適任者の選出)

第3条 候補者の選考に際しては、教授会において、学部長候補者となるべき適任者を、学部の基幹教員として配置された教授（教授予定者を含む。）のうちから3人以上5人以上選出する。

(候補者の選出)

第4条 教授会は、前条により選出された者のうちから、候補者を選出するため選挙を行う。

2 前項の選挙資格者は、本学部に基幹教員及び兼任担当として配置された教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、選挙の告示の前日から投票期間の末日までの期間、休職中又は停職中の者は、選挙資格を有しないものとする。

3 候補者は2人とし、単記無記名投票により有効投票の過半数を得た者（以下「過半数得票者」という。）があるときは、過半数得票者及び第2順位者をもって学部長候補者とする。ただし、第2順位者が2人以上あるときは抽選により決定する。

4 前項により過半数得票者がいないときは、得票数の上位の者2人について再投票を行う。ただし、第1順位者が3人以上あるときは第1順位者による再投票を、第1順位者が1人、第2順位者が2人以上あるときは、第1順位者及び第2順位者による再投票を行う。

5 前項の再投票の結果、過半数得票者があるときは、過半数得票者及び第2順位者をもって候補者とする。ただし、第2順位者が2人以上あるときは抽選により決定する。

6 前項により過半数得票者がいないときは、前2項を再度行う。

7 前項により、過半数得票者がいないときは得票数の上位の者2人をもって候補者とする。  
ただし、第1順位者が3人以上又は第1順位者1人、第2順位者が2人以上あるときは  
抽選により決定する。

(選挙の日程)

第5条 選挙の日程は、教授会において定める。

(選挙の管理)

第6条 教授会は、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会（以下「管理委員  
会」という。）を置く。

2 管理委員会は、教授会が選出する3人の委員で組織する。

3 委員は、第3条の適任者に選出されたとき、又は第4条第2項の選挙資格者でなくな  
ったときは、その委員を辞任するものとする。

4 管理委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(報告)

第7条 管理委員会は、選挙が終了したときは、直ちにその結果を教授会に報告しなけれ  
ばならない。

(候補者の決定)

第8条 教授会は、前条の報告に基づき、候補者を決定する。

(候補者の推薦)

第9条 教授会は、前条により決定した候補者を、順位を付して学長に推薦する。

(細則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月2日規則第29号）

この規則は、令和5年10月2日から施行する。

附 則（令和7年2月21日規則第67号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。